

市民税・県民税の申告会場と日程表

月 日	曜日	主会場	上 田	丸 子	真 田	武 石
2月15日	土		土日祝日は申告受付を行いません			
2月16日	日		土日祝日は申告受付を行いません			
2月17日	月					
2月18日	火	サントミュージーゼ	川西公民館 (川西地域自治センター)			武石健康センター (地区別割振りあり)
2月19日	水		農村環境改善センター (豊殿地域自治センター)			
2月20日	木					
2月21日	金					
2月22日	土		土日祝日は申告受付を行いません			
2月23日	日		土日祝日は申告受付を行いません			
2月24日	月					
2月25日	火	サントミュージーゼ	塩田公民館 (塩田地域自治センター)	コミュニティセンター西内		武石健康センター (全地域対象)
2月26日	水			長瀬市民センター		
2月27日	木					
2月28日	金					
2月29日	土		土日祝日は申告受付を行いません			
3月1日	日		土日祝日は申告受付を行いません			
3月2日	月					
3月3日	火	サントミュージーゼ		丸子地域自治センター	真田地域自治センター	
3月4日	水					
3月5日	木					
3月6日	金					
3月7日	土		土日祝日は申告受付を行いません			
3月8日	日		土日祝日は申告受付を行いません			
3月9日	月					
3月10日	火	サントミュージーゼ		丸子地域自治センター	真田地域自治センター	
3月11日	水					
3月12日	木					
3月13日	金					
3月14日	土		土日祝日は申告受付を行いません			
3月15日	日		土日祝日は申告受付を行いません			
3月16日	月	サントミュージーゼ		丸子地域自治センター	真田地域自治センター	
受付時間	午前	9:00~11:30		9:00~11:00		
	午後	1:00~4:00	①	1:00~3:30		②

御注意いただきたいこと

- ①今年度の申告受付は、期間を通してサントミュージーゼで実施します。
上田創造館での申告受付はありませんので御注意ください。
- ②丸子・真田・武石地域について申告受付の期間が短くなります。また、武石地域については総合センター整備工事のため、会場が「武石健康センター(下武石772番地)」に変更となります。御不便をおかけいたしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。
- ③自然災害による雑損控除を申告する方で、すでに税務署等で損失額計算書を作成し、会場へ持参している方は市の申告会場でも申告できます。損失額計算書を作成していない方は税務署へ御案内しますので、あらかじめ御了承ください。

申告受付の順番について

申告会場の準備が整い次第、番号札の配布や受付簿の設置をします。
事前の順番取りはできませんので御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

※十分な駐車スペースのない会場があります。できる限り公共交通機関等を御利用ください。
※お住まいの地区以外の会場でも申告受付は可能です。

1 市民税・県民税の申告受付日程及び会場

日程：令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで
会場：「市民税・県民税の申告会場と日程表」(裏面)を御覧ください。

- 今年の申告受付の主会場は、期間中(土日祝日は除く)に次のとおり開設します。

令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで

主会場：「サントミュージーゼ」(上田市交流文化芸術センター・上田市天神3-15-15)

今年度、「上田創造館」での申告受付はありません。

※主会場においては、施設の管理午前8時30分までは会場内に入場できませんので御了承ください。
※「サントミュージーゼ」を御利用の際は「アリオ上田」様への駐車は御遠慮ください。

2 重要なお知らせ

- 各会場とも「午前8時30分開場」、「午前9時申告受付開始」となっています。
申告会場の順番受付は、会場の準備が整い次第開始しますので御了承ください。
- サントミュージーゼの各施設は午前9時から業務開始となります。業務開始前は申告受付で利用する場所以外には立ち入らないようお願いいたします。また、サントミュージーゼは火曜日が休館日のため、美術館や大ホール等の施設への立ち入りはできません。
- 申告会場には税理士及び税務署の職員はおりません。簡易な申告を除き、所得税の確定申告を行う場合は「上田税務署」で申告をお願いいたします。
上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2-6-22 (電話 22-1234)
- 丸子・真田・武石の各地域自治センターには税の担当部署がありません。
申告に関するお問い合わせは『税務課市民税係(電話23-5115)』までお願いいたします。
- 市役所税務課の窓口では作成した申告書の受付は行っていますが、申告書作成の御相談はできません。
申告書作成の御相談は各申告会場又は税務署にてお願いいたします。

3 申告書は、郵送等でも提出できます

申告会場は大変混雑します。郵送等でも申告書は提出できますので御利用ください。

- 郵送の場合**……署名・押印した市民税・県民税申告書と必要書類を下記へ郵送してください。
送付先…〒386-8601 上田市大手1-11-16「上田市役所 税務課 市民税係」宛
- 自主提出の場合**……署名・押印した市民税・県民税申告書と必要書類を申告会場か市役所税務課等に設置された「提出箱」に提出してください。丸子・真田・武石の各地域自治センターにも「提出箱」を設置しますので御利用ください。

※市民税・県民税申告書は市役所や各地域自治センターにも用意してあります。

※必要書類は、手引の「申告に必要なもの」を参考に御用意ください。

4 令和2年度からの主な改正点

- 住宅借入金等特別控除について**
消費税10%で住宅を取得する場合、住宅借入金等特別控除の適用期間が現行の10年から13年間に延長されます。(令和元年10月1日～令和2年12月31日に居住を開始した場合に限る。)
- ふるさと納税について**
総務大臣の指定を受けた地方自治体のみ、ふるさと納税の対象となります。
令和元年6月1日以降は、指定を受けていない地方自治体への寄附はふるさと納税にはなりません。

5 上田税務署からのお知らせ ～所得税の確定申告をされるすべての方へ～

- 確定申告書への復興特別所得税の記載漏れに御注意ください。**
平成25年分から令和19年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。